

行政相談所を開設します

問 総務課 行政係
☎476-1111(211)

総務省では、10月15日(月)から21日(日)までの1週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を実施します。

大崎町では、行政相談委員の四本完三さんが、行政相談週間行事の一環として、次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

国、県、町の役所の仕事に関する苦情や行政の制度、運営の改善についての意見、要望等を受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れを行います。なお、相談は無料で秘密は厳守されます。

【期 日】 平成30年10月17日(水)

平成30年10月24日(水)

【時 間】 9:30 ~ 15:30

【場 所】 老人福祉センター 電話 476-3663



【問い合わせ先】

- ・総務省鹿児島行政監視行政相談センター ☎0570-090-110
- ・役場総務課行政係 ☎476-1111(内線211)

大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター
☎471-7828

●暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「ショートステイ」について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…遠方の親戚に不幸があり出席しないといけません。母親を自宅に1人で置いて行くのが心配です。私が不在の間どこか宿泊できる所はないでしょうか。
- 対応策…ショートステイについて説明します。

<ショートステイとは>

- ・在宅介護中の高齢者の心身の状況や病状に合わせて、介護する方の介護負担軽減や一時的に介護ができない場合の介護をする目的で、短期間施設に入所し日常生活全般の介護を受けることができるサービスのことです。

<ショートステイの種類>

- ・「短期入所生活介護」日常生活における介護全般を支援する。
 - ・「短期入所療養介護」医療的な管理が必要な時に利用する。
- ※介護保険内でショートステイを利用する場合は、介護度に応じた自己負担(1~3割)でサービスを受けられます。介護度によって介護保険内で利用できる日数は異なるため注意が必要です。

<利用するにはどうすればいいか>

- ・要支援の方の場合：地域包括支援センターへ相談し、介護予防ケアプランに組み込んでもらいます。
- ・要介護の方の場合：担当のケアマネージャーに相談し、ケアプランに組み込んでもらいます。